

延岡市北方最終処分場 副生塩（生成塩） 売買仕様書

1. 目的

本仕様書は、延岡市北方最終処分場（以下「処分場」という。）の浸出水処理施設から発生する副生塩（生成塩）（以下「副生塩」という。）を有価物として一般競争入札により売払うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 売払物件の概要

(1)物 件 名：延岡市北方最終処分場 副生塩（生成塩）

(2)発 生 場 所：北方最終処分場 浸出水処理施設（延岡市北方町笠下寅69番地）

(3)発生見込量：年間最大200トン（変動の可能性あり。下記実績参照。）

 《過年度実績（3か年）》令和5年度 186トン

 令和6年度 152トン

 令和7年度 189トン

(4)性 状：含水率の低い白色の粉体（結晶）状又は若干の塊状。（フレコンバッグ全体が固化していない）

 性状は常に一定ではなく変動する可能性がある。

 塩化ナトリウム等を主成分とする。（別紙1参照）

(5)荷 姿：普通フレコンバッグ（約1トン／袋、売払人で用意）

(6)そ の 他：(4)性状及び(5)荷姿で売払うものとし、薬剤（例：固結防止剤）や特殊加工フレコン等が必要となる場合は、買受人が費用負担し準備するものとする。

3. 契約期間

令和8年●月●日から令和10年3月31日までとする。

4. 契約及び売払代金の支払い方法

(1)単価契約とする。

(2)原則として、月ごとの搬出実績量（kg）に契約単価（円/kg）を乗じた額（1円未満切の端数捨て）と消費税額の合計金額を月末締めで精算する。売払人が発行する納入通知書により、指定された期日までに支払うこと。

5. 副生塩の引渡し及び搬出

(1)引渡場所

延岡市北方最終処分場 浸出水処理施設内指定保管場所

(2)引渡量

年間発生量の全量とする。

(3)引渡方法

買受人（又は買受人から依頼を受けた運送会社等）が指定保管場所にて自ら積み込み、運搬すること。

(4)引渡期間等

契約期間内とし、原則として土日祝日及び年末年始を除いた売払人の指定する平日（午前9時から午後4時まで）とする。

詳細な日時は、事前に担当職員と調整の上決定すること。

(5)引渡回数

副生塩の生成状況により複数回に分けて引渡すものとする。

(6)搬出方法及び費用負担

買受人は適切な運搬手段（トラック、コンテナ等）を手配し、安全かつ迅速に搬出すること。搬出に要する一切の費用（運搬費、人件費等）及びリサイクル・処分に係る一切の費用は全て買受人の負担とする。

(7)積込作業

積込作業は原則として買受人が行うこと。その際、売払人所有の車両（フォークリフト）を使用することができるが作業中の事故等について、売払人は一切の責任を負わないものとし、施設や車両に損害が生じた場合は買受人の責任において原状復旧すること。また、積込作業の際のフレコンバッグのふき取り作業や指定保管場所を汚した場合の清掃は買受人が行うこと。

(8)計量及び確認

搬出量は、浸出水処理施設内の計量設備で副生塩生成時に計量し、それをフレコンバッグ毎の引取量とする。

6. 副生塩（生成塩）の取扱い

(1)買受人は副生塩の運搬・保管・再生利用にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

その他関係法令を遵守すること。

(2)買受人は本物件を市場価値のある製品の原料又は資材として確実に有効利用すること。

単なる埋立て処分や不法投棄は厳禁とする。

(3)買受人は引取量等を記録した伝票又はその写しを売払人へ提出すること。

●副生塩規格

NaCl	規格値	80%～95%
水分値	規格値	0.5～2%
不溶解分	規格値	0.01%以下

●有害物質

項 目	濃 度
カドミウム及びその化合物	0.001 mg/L 未満
シアン化合物	0.1 mg/L 未満
有機燐化合物	0.1 mg/L 未満
鉛及びその化合物	0.005 mg/L 未満
六価クロム化合物	0.01 mg/L 未満
砒素又はその化合物	0.001 mg/L 未満
水銀又はその化合物	0.0005 mg/L 未満
アルキル水銀化合物	0.0005 mg/L 未満
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 mg/L 未満
トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L 未満
ジクロロメタン	0.002 mg/L 未満
四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L 未満
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L 未満
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L 未満
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L 未満
チウラム	0.0006 mg/L 未満
シマジン	0.0003 mg/L 未満
チオベンカルブ	0.002 mg/L 未満
ベンゼン	0.001 mg/L 未満
セレン及びその化合物	0.003 mg/L 未満
ホウ素及びその化合物	0.59 mg/L 未満
フッ素及びその化合物	0.74 mg/L 未満
アンモニア・アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	170 mg/L 未満
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満